

徳島市インターネット教育利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下「市立学校」という。）におけるインターネットの利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 徳島市教育委員会が委託するインターネットサービスプロバイダを中心にして、市立学校間を通信回線で接続するシステムをいう。
- (2) インターネット 前号に掲げる以外の世界的に接続されているコンピュータ通信網のことをいう。

(ネットワーク統括者)

第3条 ネットワークの運営管理を統括させるため、ネットワーク統括者を置く。

2 ネットワーク統括者は、徳島市教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。

(情報管理責任者)

第4条 インターネットの適正な運用を図るため、市立学校には情報管理責任者を置く。

情報管理責任者は市立学校の学校（園）長（以下「学校（園）長」という）とし、インターネットの適正な運用に関する指導及び監督を行うものとする。

(利用の原則)

第5条 市立学校においてインターネットを利用するに当たっては、幼児・児童生徒及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童・生徒の情報活用能力及び情報モラルの育成を図り、総合的な学習の推進、開かれた学校づくりの推進、国際理解教育の推進、授業の工夫改善等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

(利用者)

第6条 インターネットを利用することができる者は、次に掲げるものに限るものとする。

- (1) 徳島市立の学校に在籍している教職員又は児童・生徒。
- (2) 徳島市教育委員会に所属する職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、徳島市教育委員会教育長が特に認めたもの

(主な利用形態)

第7条 インターネットの主な利用形態は、次に掲げるところによる。

- (1) 情報発信及び受信 特別活動や各教科、及び総合的な学習での学習事項のまとめ等を、各学校のホームページに発信すると同時に、意見等を受信する。
- (2) 情報検索及び収集 学習に関する情報を検索、収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

- (3) 教材作成 授業で活用できる画像データや文書データを収集、利用して、教材作りに活用する。その際、著作権等の保護には十分に留意すること。
- (4) 国内及び国際交流 電子メール等により、国内及び海外の都市、学校等との交流を行う。
- (5) その他、学校（園）長が教育全般に役立つと認めること。

（利用方法及びその管理）

第8条 学校（園）長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネットの取り扱いに係る規程（以下「取扱規程」という）を定め、学校内にインターネット取り扱いに関する委員会（以下「委員会」という）及びインターネット利用を管理する情報管理者（以下「情報管理者」という）を置くものとする。

- 2 取扱規程は、学校（園）用（教職員用）と、児童・生徒用とを作成し、掲示・配布等により教職員や児童・生徒への周知徹底を図る。
- 3 委員会は、学校（園）長、副校長、教頭、教務主任、情報管理者、学年主任及び学校（園）長が必要と認める者で組織し、次の事務を行うものとする。
 - (1) インターネットの取り扱いに係る規程等の検討・見直しを行う。
 - (2) 個人情報の保護に関する事項について審議する。
 - (3) その他インターネットの適正な運用に関する事項について審議する。
- 4 情報管理者は、機器等の管理を次に掲げるところにより行う。
 - (1) インターネットに接続する機器を特定し、把握しておく。それ以外の機器は原則としてインターネットに接続しない。
 - (2) 前号において特定された機器は公用に供するものとし、学校（園）長の許可を得ない個人情報や教育利用目的以外の情報を保存してはならない。
 - (3) コンピュータウイルスの発見や駆除予防及び外部からの不正侵入の防止に努める。
 - (4) インターネットの利用に際しては、本要綱及び取扱規定に基づき、適正な運用を図る。
- 5 情報管理者は、インターネットの運用に係る次の業務を行う。
 - (1) 接続に必要なID、パスワード、メールアドレス、メールアドレスの適正な管理。
 - (2) 個人情報及びデータの一括管理。
 - (3) インターネット機器の維持管理。
 - (4) インターネット機器の故障等への対応。
 - (5) 不要となった個人情報の消去・破棄。

（情報の発信）

第9条 インターネットを利用した市立学校の情報発信は、市立学校の公的名称を使用し、教育委員会が指定したインターネットサービスプロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する企業）等のサーバ（インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ）において行うものとする。

- 2 学校（園）長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、この要綱及び取扱規程に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。
- 3 徳島市の公立幼・小・中・高等学校のホームページには、本要綱及び取扱規程を掲載し、情報発信がこれらの規程に基づいたものであることを、ホームページに明記するも

のとする。

- 4 徳島市の公立幼・小・中・高等学校のホームページに発信した情報の著作権については、その帰属先をホームページに明記するものとする。

(個人情報の発信及び受信)

第10条 インターネットを利用した幼児・児童生徒及び関係者の個人情報の発信及び受信は学校(園)長が学校教育のために必要と認めた場合に限るものとし、発信及び受信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。

- 2 幼児・児童生徒の個人情報を発信しようとするときは、当該幼児・児童生徒及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨及び危険性を説明し、その同意を得た上で、教師指導のもとに発信するものとする。
- 3 市立学校のホームページに発信した個人情報については、当該幼児・児童生徒又は保護者から、訂正・削除の要請があった場合には、速やかに適切な措置を講じなければならない。
- 4 インターネットで発信する幼児・児童生徒の個人情報の範囲及びその取り扱いは、次に掲げるところによる。
 - (1) 氏名 原則として氏名は使わない。ただし、教育上必要がある場合には、イニシャル等にするなど、十分に配慮すること。
 - (2) 意見等 幼児・児童生徒の意見及び質問、感想については、教育上の効果を考慮し発信することができる。
 - (3) 写真 幼児・児童生徒の写真を使う場合は、取り扱いに十分に配慮すること。
 - (4) 住所・電話番号・生年月日 発信しないものとする。
 - (5) 年齢・趣味・特技 教育上必要がある場合のみ発信することができる。

(教員による指導の徹底)

第11条 教員は、インターネットを利用した教育活動を通して、他人の中傷をしないこと、著作権、肖像権、知的所有権に配慮することなど、インターネット利用における情報モラルやマナーについて十分に指導し、情報発信者としての自覚と責任について児童・生徒が正しく理解できるように努めるものとする。

- 2 児童・生徒が発信する情報は、原則として、教員の確認を経て発信することとする。
- 3 教員は、インターネットの特性を考慮し、教育上不適切な情報の取り扱い等の指導を徹底するものとする。

(個人情報等の保護)

第12条 学校(園)長は、次に掲げるところにより、個人情報及びデータの保護に努めるものとする。

- (1) インターネットの接続環境に応じて、回線を通じた外部からの不正侵入を遮断する対策を講じる。
- (2) コンピュータウイルス(コンピュータシステムの動作を妨害する目的でつくられたプログラム)の発見、駆除、予防に努める。
- (3) 外部に公開してはならないデータ等の取り扱いに十分に注意する。

(4) 学校(園)長は、コンピュータシステム又はデータの改ざん等の異常が認められたときは、直ちにインターネットの利用を中止し、ネットワーク統括者に報告する。

(5) 個人情報及びデータの種類・保管場所を把握し、データの紛失等の事故の防止に努める。

2 個人情報については、徳島市個人情報保護条例(平成17年条例第1号)の定めるところにより取り扱うものとする。

(著作権等の保護)

第13条 インターネットの利用に際しては、著作権、肖像権、知的所有権、その他の権利の保護に努め、当該権利の侵害が行われることのないよう、適正な管理を行うものとする。

(利用状況の報告及び指導)

第14条 徳島市教育委員会教育研究所長は、必要に応じてインターネットの利用状況について学校(園)長に報告を求め、指導を行うものとする。

(利用基準の見直し)

第15条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この要綱に規定した事項の見直しの必要が生じたときは、必要な手続きを経て、基準の見直しを行うものとする。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、徳島市教育委員会教育研究所長に委任する。

附 則

この要綱は、平成13年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。